

静岡県技能マイスター認定要綱

静岡県技能マイスター認定要綱を次のように定める。

静岡県技能マイスター認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自らが優秀な技能を有し、技能伝承のために後進の指導・育成に尽力している技能者を静岡県技能マイスター（以下「マイスター」という。）として認定し、その活動を通して技能者の社会的評価及び技能水準の向上を図るとともに、後継者の育成を促進することを目的とする。

(認定者及び被認定者)

第2条 マイスターの認定は、次の要件を全て満たすことが、マイスター認定審査会において認められた者について、知事がこれを行う。

- ① 優れた技能を有すること
- ② 後進の指導・育成に多大な貢献をしたものと認められること
- ③ 現役性を有し、後進の育成に取り組んでいること
- ④ 静岡県内に就業していること

(認定の方法)

第3条 認定は、毎年1回、知事が別に定める日に認定証を授与して行うものとする。

(候補者の推薦)

第4条 市町、産業団体、職業能力開発校等の代表者は、認定に値すると認める者がいるときは、その者を被認定候補者として推薦する。

(マイスターの役割)

第5条 マイスターは、技能振興のために県が実施するイベントや広報活動等に積極的に協力するものとする。

(名誉マイスター)

第6条 本要綱第2条に掲げる認定要件に該当しなくなったマイスターは、名誉マイスターと称するものとする。

(認定の取消し)

第7条 次の事項のいずれかに該当する場合は、第2条及び前条の規定に関わらず、認定を取り消すことができる。

- ① 本認定制度の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合
- ② 認定時等における提出書類の内容に虚偽が判明し、悪質と判断された場合
- ③ マイスター本人から、認定取消しの申し出があった場合

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、マイスターの認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。